

Client Alert

2024年9月号 (Vol.129)

1. はじめに
2. 知的財産法: 経済産業省「コンテンツ制作のための生成 AI 利活用ガイドブック」を公表
3. 競争法/独禁法: デジタル分野の競争環境整備の近況
4. エネルギー・インフラ: 出力制御における FIP 電源の優先的取扱いについて
5. 労働法: 「過労死等の防止のための対策に関する大綱 (改定案)」に対する意見募集の結果等について
6. 会社法: 日本取締役協会、「上場企業のコーポレートガバナンス調査 (2024)」を公表
7. 危機管理・コンプライアンス: 証券取引等監視委員会が「令和 5 事務年度証券モニタリング概要・事例集」を公表
8. 一般民事・債権管理: 民事判決情報のデータベース化について
9. M&A: 吸収合併に際して株主が提出した委任状の反対通知該当性が認められた事例 (最終令和 5 年 10 月 26 日)
10. キャピタル・マーケット: 日証協「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」報告書の公表
11. 税務: 東京高裁 株式の評価に関する総則 6 項適用事案において原審に続き国側敗訴の判決
12. 国際訴訟・仲裁: 民事又は商事に関する外国判決の承認及び執行に関する 2019 年ハーグ条約をイギリスが批准
13. 国際通商/経済安全保障: CFIUS による執行事例の公表
14. 米国: テキサス州連邦地方裁判所、競業避止義務条項を禁止する FTC 規則の効力発生を阻止
15. 中国・アジア (ベトナム): 新土地法・新不動産事業法・新住宅法の施行細則を定める政令の公布及び施行
16. 新興国 (ロシア): 「非友好国」の仲裁人による仲裁判断の承認・執行を拒絶した近時の最高裁判例

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2024 年 9 月号 (Vol.129) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

Client Alert

2. 知的財産法：経済産業省「コンテンツ制作のための生成 AI 利活用ガイドブック」を公表

経済産業省は、2024年7月5日、「コンテンツ制作のための生成 AI 利活用ガイドブック」（「AI 利活用ガイドブック」）を公表しました。

AI 利活用ガイドブックでは、特にゲーム・アニメ・広告の各産業における利活用ケースを調査して整理するとともに、政府関係省庁の各種ガイドライン等（経済産業省・総務省「AI 事業者ガイドライン」、文化庁「AI と著作権に関する考え方について」、内閣府「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」）を前提として、コンテンツ制作に携わる産業界向けに、生成 AI を利活用する際の法的留意点及び対応策を検討しています。

具体的には、各産業（ゲーム産業、アニメ産業、広告産業）における生成 AI の活用シーンごとの留意点を検討した上で、以下の5つの視点から具体的な留意点と対応策を整理しています。

- ①著作物の利用
- ②登録意匠・登録商標、他人の商品等表示・商品形態の利用
- ③人の肖像の利用
- ④人の声の利用
- ⑤その他・共通の留意点・対応策

AI 利活用ガイドブックは、政府関係省庁の各種ガイドライン等の内容を具体的な産業の適用場面に落とし込んで検討をしたものといえますので、コンテンツ制作に携わる場合にはその内容に留意すべきといえます。

パートナー 岡田 淳
☎ 03-5220-1821
✉ atsushi.okada@mhm-global.com
カウンセラー 佐々木 奏
☎ 03-6266-8510
✉ susumu.sasaki@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：デジタル分野の競争環境整備の近況

2024年8月、経済産業省は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（「透明化法」）に基づく勧告（「本勧告」）を行いました。透明化法は、一定の基準を満たしたデジタルプラットフォームを提供する事業者（「特定デジタルプラットフォーム事業者」）に対し、取引条件等の開示、運営における公正性確保のための体制整備等を義務付け、その運営状況について毎年度に報告させることを内容とした

Client Alert

法律です¹。透明化法は、2021年2月1日に施行されており、本勧告は同法施行後、初めての勧告となります。

本勧告では、提供条件の開示の方法（同法5条1項）又は提供条件の変更の事前開示（同法5条4項1号）の不遵守に該当する事実として、大要以下の内容が指摘されています。

(1) 販売手数料に関するもの

① 提供条件の開示の方法等に関するもの（同法5条1項関係）

プラットフォーム事業者がオンラインモールの出品者に課す販売手数料について、(i)出品者が選択する商品カテゴリーと異なるカテゴリーに基づいて販売手数料が適用されることがある旨が開示されていなかったこと、(ii)手数料算定の基礎となる商品カテゴリーの決定主体がプラットフォーム事業者であることが明確に開示されていたとは認められないこと、(iii)プラットフォーム事業者が作成するガイドラインにおいて、手数料算定の基礎となる商品カテゴリーへの該当基準が開示されていなかったこと。

② 提供条件の変更の事前開示に関するもの（同法5条4項1号関係）

特定デジタルプラットフォーム事業者は、当該デジタルプラットフォームの提供条件の変更を行う場合には、15日以上前²に、その内容及び理由を開示しなければならないところ、(i)販売手数料の変更について、出品者に対するプッシュ通知が行われておらず、少なくとも変更の理由が開示されていなかったこと、(ii)手数料算定の基礎となる商品カテゴリー自体の変更のうち、少なくとも2回の変更については事前開示が行われていなかったこと。

(2) 開示の言語に関するもの

プラットフォーム提供条件の開示の方法について、当該提供条件が日本語で作成されていない場合、日本語の翻訳文を付する必要がある、やむを得ず翻訳文を開示と同時に付することができない場合は、開示の時に期限を明示して、当該期限までに翻訳文を付する必要がある（同法5条1項（提供条件の開示の方法等））ところ、(i)法施行から3年近くの間、一部の提供条件の開示の時に、翻訳文を同時に付さず、また翻訳期限の明示も行わなかったこと、(ii)その後、翻訳文は1ヶ月を期限に自社ウェブサイト上で提供する旨を通知するようになったが、当該期限を超過しても翻訳文を付さなかった事例が生じたこと。

本勧告の主な内容は、不遵守の是正措置や、当該措置の周知徹底、経済産業省への措置の実施状況の報告等となっています。透明化法は、行政の関与や規制は必要最小限のものとして、特定デジタルプラットフォーム事業者の自主的取組に委ねる「共同規制」

¹ [Client Alert 2020年6月号 \(Vol.78\)](#) をご参照ください。

² 商品等提供利用者が当該行為により生じる作業又は調整のために15日より長い日数を要することが見込まれる場合は、当該作業又は調整のために要すると見込まれる合理的な日数を確保した日（透明化法施行規則11条1項1号）

Client Alert

の規制手法が採用されていますが、本勧告は、事業者の取組が不十分な場合には行政が介入することが改めて確認されたものです。

デジタル分野については、透明化法に加え、スマホソフトウェア競争促進法³も施行に向けた準備が進んでいます。公取委は、同法の執行やデジタル分野の実態調査を担うため、来年度の概算要求においてポスト（官房デジタル・国際総括審議官（仮称）、官房参事官（スマホソフトウェア競争促進法担当）（仮称））の新設と 55 名もの増員を要求して体制整備を進めており、今後の動きが注目されます。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

パートナー 竹腰 沙織

☎ 03-6266-8903

✉ saori.takekoshi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾

☎ 092-739-8144 (福岡)

✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

4. エネルギー・インフラ：出力制御における FIP 電源の優先的取扱いについて

2024 年 8 月 7 日に開催された総合資源エネルギー調査会における第 66 回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、FIP 制度の更なる促進に向けた政策措置の一つとして、需給バランス要因による出力制御時において FIP 電源を FIT 電源より優遇する措置の導入が検討されています⁴。

以下、同措置の導入の背景及びその具体的な内容について解説します。

(1) 新たな政策措置導入の背景

今般の新たな政策措置導入の背景には、再エネ導入量の増加に伴い、再エネ電源の出力制御が増加している近時の傾向があります。投資インセンティブを確保しながら、電力市場のメカニズムを活用しつつ再エネ電源の市場統合を企図して導入された FIP 制度の下では、(i)FIP 電源の発電事業者の収入は電力市場価格に連動するものとされており、また、(ii)出力制御が発生している時間帯において FIP プレミアムが交付されない仕組みとなっていること⁵から、事業者は、蓄電池の活用等を通じ、市場価格が低い時間

³ [Client Alert 2024 年 6 月号 \(Vol.126\)](#) をご参照ください。

⁴ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/066_03_00.pdf

⁵ 出力制御が発生している時間帯（市場価格が 0.01 円となるコマ）の FIP プレミアムは、出力制御が発生している時間帯以外のコマに割り付けられる仕組みになっています。そのため、FIP 電源においては、自らが出力制御指令の対象とならない場合であっても、出力制御が生じている時間帯から出力制御されていない時間帯に発電や（蓄電池等からの）供給をシフトする強いインセンティブが生じることになります。

Client Alert

帯に発電（蓄電）した電気を、市場価格が高い時間帯に供給するといったように、電力市場の需給バランスに応じた電力供給を促される形となっています。

そのため、FIP 電源は FIT 電源と比べ、需給バランスへの貢献の度合いが高いといえ、このような FIT 電源と FIP 電源の性質の違いを踏まえ、これらの電源の公平性を確保していくことが重要とされています。

(2) 新たな政策措置の内容

上記の背景を踏まえ、再エネの最大限の導入（kWh ベース）を図るため、下記の①②を組み合わせ、FIP 制度への更なる移行を促進していく方針が示されています。

- ① 優先給電ルールにおける出力制御の順番を、早ければ 2026 年度から、（バイオマス、太陽光、風力の各カテゴリの出力制御についてそれぞれ）FIT 電源→FIP 電源の順とすること。
- ② 一定の電源が FIP 電源に移行するまでの間⁶、集中的に FIP 電源に係る蓄電池の活用や発電予測等への支援を強化し⁷、FIP 電源への移行を後押しすること。

これにより、FIP 電源は、当面出力制御の対象とはならないことが見込まれること⁸になる一方で、FIT 電源の出力制御率は増加することになります。なお、出力制御の順番変更に伴う運用や公平性の考え方、システム改修等のスケジュールの詳細は、今後の系統ワーキンググループでの議論に委ねられています。

今回の小委員会における議論・資料の中では、「将来的には全再エネ電源の FIP 移行が望ましい」旨が明記されています。当面は、FIT 電源・FIP 電源全体の 25%を FIP 電源に移行することを目標として、早ければ 2026 年から上記措置が導入されることが予定されていますが、こうした方向での制度変更は、今後も見込まれるものと思われ、今後 FIT 電源の FIP 電源への移行が引き続き増加していくことが予想されます。

パートナー 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 鮫島 裕貴
☎ 03-5220-1858
✉ yuki.sameshima@mhm-global.com

⁶ 具体的には、FIT 電源・FIP 電源全体の約 25%を FIP 電源に移行することを目標としつつ、移行状況や出力制御の状況を踏まえ、施策効果の検証、目標の更なる引き上げ等を不断に検討していくとされています。

⁷ 具体的には、上記①の措置により FIT 電源の出力制御率が増加する（再エネ買取量が減少する。）ことに伴う国民負担減少分の範囲内で、現在自然電源（太陽光・風力）の FIP 認定事業者に対して交付されているbalancing costの更なる増額等を検討するとされています。

⁸ 但し、余剰が特に大きい日や制御回数が多いエリアでは、FIT 電源に対する出力制御後に、FIP 電源の出力制御が行われることとなります。

Client Alert

5. 労働法：「過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案）」に対する意見募集の結果等について

2024年8月2日、「過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案）」（「本改定案」）に対する意見募集の結果等が公表されました。本改定案のもと、過労死等防止対策推進法7条1項の規定に基づき、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するために定められた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（「大綱」）であり、2015年7月24日に閣議決定されました。大綱には、「社会経済情勢の変化、過労死等をめぐる諸情勢の変化、この大綱に基づく対策の推進状況等を踏まえ、また、法附則2項に基づく検討の状況も踏まえ、おおむね3年を目途に必要なと認めるときに見直しを行う。」と規定されており、本改定案は、2021年以降3年ぶり3回目の見直しが行なわれたものとなります。

本改定案の策定にあたっては、過労死等に至った者及びその家族又は遺族を代表する者、労働者を代表する者、使用者を代表する者並びに過労死等に関する専門的知識を有する者により構成される過労死等防止対策推進協議会において議論がなされ、本改定案は2024年6月13日に公示を迎えました。

本改定案は、労働時間・年次有給休暇・職場におけるメンタルヘルス対策・職場におけるハラスメント等を含む現状と課題についてまとめた上で、「調査研究等」、「啓発」、「相談体制」、「民間団体の活動支援」のそれぞれについて、これまでの実績や成果を検証するとともに、これらに関して不十分な点や必要な事柄が明らかにされています。さらに、本改定案では、過労死をゼロとすることを目指し、労働時間、勤務間インターバル制度、年次有給休暇及びメンタルヘルス対策についての数値目標も設定されています。

今後も、大綱は3年を目途に必要なと認められるときに見直しが行われますが、本改定案において、各課題に対して、「過労死等防止のための対策が、企業の規模にかかわらず実施されるよう取組を進める必要がある」という記載がなされていることも踏まえ、企業としても過労死等防止について具体的な対策の検討・実施が必要となります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ taichi.arai@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

Client Alert

6. 会社法：日本取締役協会、「上場企業のコーポレートガバナンス調査（2024）」を公表

2024年8月1日、日本取締役協会は、「上場企業のコーポレートガバナンス調査」（「本調査」）を公表しました。日本取締役協会は、2004年以降、社外取締役・独立社外取締役の選任数等のコーポレートガバナンス改革の進展に関する集計を行っており、本調査は2024年のプライム市場上場企業（「プライム企業」）の状況についてまとめたものです。

本調査の内容は多岐にわたりますが、主な内容は以下のとおりです。

(1) 社外取締役・独立社外取締役の人数

昨年に引き続き、本年もほぼ100%のプライム企業が社外取締役又は独立社外取締役を選任しています。本年は独立社外取締役を5人以上選任している企業が32.2%に至り、初めて3割を超えました。さらに、独立社外取締役を4人選任している企業も30.4%と初めて3割を超え、3人以上選任している企業は合計で93%に達しました。

1社当たりの取締役の平均人数は9.3人、独立社外取締役の平均人数は4.1人となり、単純な平均値で見ても、独立社外取締役の人数が取締役会の半数に迫る勢いとなっています。

(2) 取締役会に占める独立社外取締役の比率

取締役会に占める独立社外取締役の比率が過半数であるプライム企業は、昨年より3.6ポイント増加し20.4%となり、3分の1以上であるプライム企業は98.2%と過去最高にのびりました。

上記のとおり、本調査では、プライム企業においては社外取締役・独立社外取締役の選任が十分に進展している様子が見て取れます。一方で、時を同じくして2024年8月23日に帝国データバンクが公表した「女性登用に対する企業の意識調査（2024年）」では、女性役員割合の平均は13.5%と過去最高を記録するも、「役員が全員男性」の企業は52.4%と依然して半数を超えることが明らかとなりました。「女性版骨太の方針2024」では、東証プライム市場に上場する企業の女性役員の割合を従前の「2030年までに30%以上」に加え「2025年までに19%」にする新しい目標が掲げられる等、女性活躍の推進がますます求められています。上場企業にとっては、社外取締役・独立社外取締役の選任はもちろんのこと、今後は女性役員の採用についても力を入れる等、より一層のコーポレートガバナンス改革の進展が求められます。

<参考資料>

日本取締役協会：「上場企業のコーポレートガバナンス調査」（2024年8月1日）

<https://www.jacd.jp/news/opinion/cgreport.pdf>

Client Alert

株式会社帝国データバンク：「女性登用に対する企業の意識調査（2024年）」（2024年8月23日）

https://www.tdb-college.com/column/up_img/1724376033-238102_p1.pdf

内閣府：「女性版骨太の方針2024」を決定しました（2024年7月9日）

https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20240709.html

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

7. 危機管理・コンプライアンス：証券取引等監視委員会が「令和5事務年度証券モニタリング概要・事例集」を公表

証券取引等監視委員会（「証券監視委」）は、2024年8月2日、「令和5事務年度証券モニタリング概要・事例集」を公表しました。

「証券モニタリング概要・事例集」は、主に、(1)当該事務年度における証券モニタリングの概要（証券モニタリングの基本方針、及び、当該事務年度における検査の結果に基づく勧告・指摘等の事例紹介）と(2)過年度における勧告・指摘事例集（証券監視委及び財務局等が過年度に実施した検査において勧告・指摘を行った主な個別事例を掲載したもの）から構成されています。

令和5事務年度（2023年7月～2024年6月末）における証券モニタリングは、金融商品取引業者等（「金商業者等」）を取り巻く環境等を踏まえながら、業態横断的な検証事項として、①適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況、②デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部管理態勢の構築、③サイバーセキュリティ対策（インターネット取引における不正アクセス対策を含む。）の十分性やデジタル化の進展に伴うシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む。）の対応状況、④マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る内部管理態勢の定着状況、⑤内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況、の5つの項目について検証を行うとの基本方針に則って実施されました。

令和5事務年度（2023年7月～2024年6月末）中の検査終了件数は合計81件で、そのうち検査の結果に基づき勧告がなされた件数は9件（うち証券監視委の行った検査に基づく勧告が4件、財務局が行った検査に基づく勧告が5件）、問題点が認められた

Client Alert

業者等（検査終了通知書において問題点が指摘された会社等）の数は合計 29 件となっています。

証券監視委が勧告・指摘を行った事例として、例えば以下のような行為が挙げられています。

- ・ 顧客属性に照らして理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく勧誘する行為（金商法 38 条 9 号に基づく金商業等府令 117 条 11 号）
- ・ 個人向け国債から超長期国債への乗換勧誘における虚偽告知（金商法 38 条 1 号）
- ・ 金融商品取引契約の解約を不当に遅延させる不適切な業務運営態勢（金商法 38 条 9 号に基づく金商業等府令 117 条 1 項 5 号）
- ・ 信用の供与を行うことを条件として金融商品取引契約の勧誘を行う行為（金商法 44 条の 2 第 1 項 3 号に基づく金商業等府令 149 条 1 号）
- ・ 取引所金融商品市場における上場金融商品の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金融商品に係る買付けの受託等をする行為（金商法 38 条 9 号に基づく金商業等府令 117 条 1 項 20 号）
- ・ 銀証間における不適切な顧客情報の共有等（金商法 44 条の 3 第 1 項 4 号に基づく金商業等府令 153 条 1 項 7 及び 8 号、金商法 40 条 2 号に基づく金商業等府令 123 条 1 項 5 号）

また、証券監視委は、金商法 29 条に基づく登録を受けることなく金融商品取引業を行っている業者等（「無登録業者等」）による投資者被害を防止するため、無登録業者等に対して金商法 187 条に基づく調査を行い、調査の結果に基づき同法 192 条 1 項に基づく裁判所への禁止・停止命令の発出を求める申立て（「192 条申立て」）を行っています。裁判所は、証券監視委からの申立てを受け、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命じます。「証券モニタリング概要・事例集」には、証券監視委が 192 条申立てを行った事例の概要についても記載されています。

「証券モニタリング概要・事例集」における指摘内容は、金商業業者等において、内部管理態勢等の充実・強化に向けて自主的な取組を行う際に活用することが期待されています。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com

カウンセラー 山田 徹

☎ 03-6266-8747

✉ toru.yamada@mhm-global.com

Client Alert

8. 一般民事・債権管理：民事判決情報のデータベース化について

法務省が設置する民事判決情報データベース化検討会（「検討会」）は、令和6年7月29日、第16回の検討会を実施し、同日、法務省のホームページにて、民事判決情報データベース化検討会報告書（「報告書」）を公表しました。また、法務省は、令和6年8月9日、報告書素案に関する意見募集の結果も公表しています。

民事判決は年間約20万件言い渡されている一方、現状、裁判所ウェブサイト及び判例データベース事業者等の民間事業者によって提供されている判決は多くとも年間2万件程度にとどまっています。民事裁判情報の提供件数や提供方法に関する課題を早急に解消し、利活用を促進するための環境・基盤の整備を図るべく、検討会が発足され、民事判決情報のデータベース化に向けた議論が行われてきました。

検討会においては、民事判決情報のデータベース化について、各地の裁判所で言い渡される民事判決を集約し、情報管理機関に提供し、同機関が包括的に仮名処理等の加工を行って基幹データベースを構築し、利用者に対して情報の提供を行うことが想定されています。データベース化の実現に向け、報告書においては、情報管理機関への情報の提供に関する規律の整備の必要性（個人情報保護法制との関係等）や、提供すべき民事裁判情報の範囲（当事者を含む訴訟関係者のプライバシー等に格別の配慮を要する判決や閲覧等制限決定がなされた判決の取扱い、決定及び命令の取扱い等）、適切な仮名処理の在り方（仮名処理が必要な情報の範囲等）に関する議論等が報告されるとともに、情報の管理の在り方として、情報管理機関が行うべき安全管理措置や事後的措置の内容、情報管理機関に対する監督等の在り方等に関する議論も報告されています。

報告書素案に関する意見募集の結果も公表されましたが、制度への賛同意見が多く寄せられており、民事判決情報のデータベース化に向けて、多くの期待が寄せられています。一方で、民事訴訟法133条及び133条の2による住所・氏名等秘匿制度の決定が行われた事件については、基幹データベース収録の対象外にすべきといった、提供すべき民事裁判情報の範囲に関する意見や、個人の特定によるリスクへの不安を訴える意見も寄せられており、適切な仮名処理、仮名処理に関する事後的措置の充実を求める意見も複数寄せられています。報告書においても、仮名処理の基準に適合していない旨の申出を受けた場合には、追加的な仮名処理を実施する等の事後的な措置を行うべきである、との問題意識が記載されている一方、個別の事情から基準以上の仮名処理を求める申出については、個別の事情に応じた適切な措置を講ずる必要性が認識されているものの、申出を権利として法定する必要はないと整理されています。今後、国民が安心してデータベースを利用することができるよう、適切な仮名処理の確保、問題が生じた際の事後的な措置の制度を精緻に整備することは重要であり、サービスの運用開始に向け、より詳細な議論が求められるものと思われます。

今回の意見募集によって集積された意見も踏まえ、今後、民事判決情報のデータベース化に向けて、さらなる議論が期待されるところであり、今後の議論に注視していく必要があります。

Client Alert

パートナー 川端 健太
☎ 03-6266-8743
✉ kenta.kawabata@mhm-global.com
アソシエイト 宮本 雄太
☎ 03-5293-4889
✉ yuta.miyamoto@mhm-global.com

9. M&A：吸収合併に際して株主が提出した委任状の反対通知該当性が認められた事例（最終令和5年10月26日）

最高裁は、吸収合併消滅会社A社の株主であるXが、賛否欄の「否」に○印をつけた委任状を提出したことが反対通知（会社法785条2項1号イ）に該当すると主張して価格決定の申立てをした事案において、当該委任状について反対通知該当性を認めました。具体的には、株式買取請求をするために、株主総会に先立って当該株主が反対通知をすることを要求している趣旨は、「消滅株式会社等に対し、吸収合併契約等の承認に係る議案に反対する株主の議決権の個数や株式買取請求がされる株式数の見込みを認識させ、当該議案を可決させるための対策を講じたり、当該議案の撤回を検討したりする機会を与えるところ」にあり、「当該委任状が作成・送付された経緯やその記載内容等の事情を勘案して、吸収合併等に反対する旨の当該株主の意思が消滅株式会社等に対して表明されているということができるときには、上記委任状を消滅株式会社等に送付したことは、反対通知に当たると解するのが相当である」と判示しました。

従前から、会社に対する委任状勧誘に対して議案に反対する旨の記載をして委任状を提出することが反対通知に該当するかについては見解が分かれており、委任状は代理人となるべき者に対して向けられたものであるから反対通知に当たると解することはできないという見解も有力でしたが、本裁判例は上記見解を否定するものであり、委任状が代理人となるべき者に対する委任の意思表示に加えて会社に向けた株主の意思の通知を有すると評価される可能性があることを示す点で今後の実務の指標になると思われます。

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 青田 竜
☎ 03-5220-1849
✉ ryu.aota@mhm-global.com

Client Alert

10. キャピタル・マーケット：日証協「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」報告書の公表

日本証券業協会（「日証協」）は、2024年7月16日、「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」（「本WG」）報告書（2024年7月報告）（「本報告書」）を公表しました。

本WGは、2013年に設置され、社債権者保護の充実のための方策に係る報告書の取りまとめを行ってきましたが、今般、今後の市場環境の変化を見据え、信用リスクが相対的に高い企業を含めた多様な企業による社債発行が可能な環境整備を図るため、社債管理やコバナンツの在り方等について一層の取組を進めるべく、2023年12月より検討を再開し、その結果を本報告書として取りまとめました。本報告書の概要は以下のとおりです。

1. コバナンツの付与の在り方

- チェンジオブコントロール条項及びレポーティングコバナンツを「基本的に付与すべきコバナンツ」と位置付ける。
- BBB格及びBB格以下の社債について「基本的に付与すべきコバナンツ」の付与を求める。（但し、BBB格の社債については、格下げ時に基本的に付与すべきコバナンツの効力が発生する形式も認める。）

2. コバナンツの抵触時の対応

- アmendやウェイブを行う場合の実務フローにつき、今後「コバナンツ抵触時の対応の実務フロー」（仮称）を策定する。
- Amendやウェイブを行う場合の社債権者集会決議の要否に関する考え方を整理し、社債権者集会の決議によらずとも社債要項に沿って適法にAmendやウェイブを行うことが可能な場合があり得るとの考え方が共有された。（但し、本WGで結論を出すことは容易ではなく、今後の実務の積み上げにより市場関係者の共通認識を醸成することが重要であるとされた。）

3. 社債管理補助者の活用

- コバナンツの抵触時の社債管理補助者の「基本的業務」として、チェンジオブコントロール条項の期限前償還事由、レポーティングコバナンツの発動事由、レポーティング事項とされた事象等の発生事実の報告、他の社債権者の社債者集会招集意向を集計する等の形式的な取りまとめ等が挙げられると整理
- 発行時には設置せずに、非上場化や格付が非投資適格に下がる場合等に自動的に社債管理補助者を設置できる仕組みを今後検討

Client Alert

今後、上記各課題に対応するため、本WGにおける「コベナンツモデル(参考モデル)」の改訂や「コベナンツ抵触時の対応の実務フロー」(仮称)の策定等が予定されており、また、法的・実務的課題について、関係者間による更なる議論・検討が行われることが期待されていることから、その動向に注視が必要です。

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 森田 理早
☎ 03-6213-8124
✉ risa.morita@mhm-global.com

アソシエイト 橋川 文哉
☎ 03-6266-8559
✉ fumiya.kitsukawa@mhm-global.com

11. 税務：東京高裁 株式の評価に関する総則 6 項適用事案において原審に続き国側敗訴の判決

東京高裁は、2024 年 8 月 28 日、財産評価基本通達（「評価通達」）の総則 6 項の適用可否が争われた事案において、原審に引き続き国側敗訴の判決（「本判決」）を言い渡しました。

本判決の事案は、被相続人が、自身が代表取締役を務める会社が発行する株式の売却に向けて買手候補者と基本合意書を締結した後に死亡し、その 2 人の子が、相続により取得した当該株式（「本件株式」）を評価通達の定める類似業種比準価額方式により評価し 1 株当たり約 8 千円で相続税の申告を行ったことに対して、税務当局は、本件株式の価額について評価通達の定めにより評価することが著しく不相当であるとして、評価通達総則 6 項に基づき、異なる算定方法に基づき 1 株当たり約 8 万円と評価して、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行ったというものです。なお、本件株式は相続後に基本合意書に記載された金額（1 株当たり約 10 万 5 千円）で予定通り売却されています。

東京高裁は、M&A において株式代金が、高度な経営判断や双方の交渉の結果等により決定され、交換価値を反映しているとは限らないことや、相続人らに相続税の負担を減じさせる行為がないこと等を指摘し、総則 6 項の適用を認めず、控訴を棄却しました。本判決の中では、原審の内容の多くが補正されており、今後の事例において本判決の判断内容は重要性を持つものといえます。

本事案は、原審が、最高裁令和 4 年 4 月 19 日判決の判断枠組み（同判決の詳細については、当事務所の [WEALTH MANAGEMENT NEWSLETTER 2022 年 5 月号 \(Vol.24\)](#) をご参照ください。）を踏まえた初めての判決であったことから、注目を集めていたものであり、今後の本判決の評価及び国側の対応が注目されます。

Client Alert

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 中村 太智
☎ 03-5293-4925
✉ taichi.nakamura@mhm-global.com

12. 国際訴訟・仲裁：民事又は商事に関する外国判決の承認及び執行に関する 2019 年ハーグ条約をイギリスが批准

2024年6月27日、「民事又は商事に関する外国判決の承認及び執行に関する 2019 年ハーグ条約」（「ハーグ判決条約」）をイギリスが批准し、同年7月1日に批准の効力が発生しました（但し、このハーグ判決条約の批准は、現時点ではイングランド及びウェールズのみにも適用されるとされており、スコットランド及び北アイルランドは適用が除外されています。）。

ハーグ判決条約は、外国判決の承認及び執行に関する統一的な基本ルールを条約で定めることにより、条約の加盟国の間において、民事・商事の判決を相互に承認及び執行するための共通の枠組みを構築することを目的とする条約であり、2023年9月1日に発効しました。

仲裁判断については、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（いわゆる「ニューヨーク条約」）に既に170を超える国が加盟しており、各加盟国が、一定の除外事由に該当しない限り、他の加盟国を仲裁地として下された仲裁判断を、国内の仲裁判断と同様に承認・執行することを可能にする国際的な枠組みが構築されています。

一方で、裁判所による判決については、ハーグ判決条約が発効するまでは、このような外国判決の相互の承認及び執行に関する多数国間の共通の枠組みがなかったために、多くの場合において、各国がそれぞれ国内法において定める外国判決の承認及び執行に関するルールによる判断がなされているのが現状です。例えば、日本では、民事訴訟法118条及び民事執行法24条3項に従い、(i)外国裁判所による確定判決であること、(ii)法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること、(iii)敗訴の被告が訴訟の開始に必要な送達等を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと、(iv)判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと、(v)当該外国との間に相互の保証があることの各要件を満たす場合には、外国裁判所の判決が日本において効力を有し、執行可能である旨が定められていますが、このような外国判決の承認及び執行に関するルールが国によって異なることから、特に上記(v)の相互の保証の要件との関係で、いずれの国の判決が日本において承認・執行できるのかは、個別の検討が必要となり、相互の保証があるとの判断が過去に示されたことがない国については予測可能性に欠ける状況が生じかねません。

ハーグ判決条約は、そのような状況を一定程度解決し、国境を超えた紛争における訴訟手続の法的安定性を提供することを目指すものであるといえます。ハーグ判決条約に

Client Alert

においては、(a)判決国において当該判決が執行可能でない場合、(b)判決国において手続開始の通知が適切に行われなかった場合、(c)詐欺によって判決が取得された場合、(d)判決を承認・執行することが公の秩序に反する場合、(e)判決国の裁判所が管轄を有しない場合、(f)同じ当事者間の紛争で既に下された別の判決と矛盾する場合、(g)判決が懲罰的損害賠償を命じる場合等には判決の承認及び執行が拒否され得る旨の除外事由が定められており、おおむね、日本の民事訴訟法 118 条及び民事執行法 24 条 3 項と類似する要件であるといえます。

ハーグ判決条約は、既に、デンマークを除くすべての欧州連合（EU）加盟国とウクライナによって批准されており、また、ウルグアイによる批准は 2024 年 10 月 1 日に発効します。米国、イスラエル、コスタリカ、ロシア、モンテネグロ及び北マケドニアは、同条約に署名はしたものの、まだ批准はしていません。

日本については、現時点で、ハーグ判決条約を批准するか否かは明らかではありません。

今後、日本がハーグ判決条約を批准するか、また、その他の加盟国がどの程度増加していくかにもよりますが、日本が批准し、その他の加盟国も増加すれば、外国で下された判決を日本で承認・執行する場合や、日本で下された判決を外国で承認・執行する場合の要件が明確化され、裁判手続による国際紛争解決の見通しが立てやすくなることが期待されることから、今後の動向が注目されます。

弁護士 大野 志保

☎ 03-6266-8539

✉ shiho.ono@mhm-global.com

13. 国際通商／経済安全保障：CFIUS による執行事例の公表

米国財務省は、2024 年 8 月 14 日、対米外国投資委員会（「CFIUS」）のウェブサイトを更新し、[8 件の執行事例](#)を公表しました。2022 年に公表された [CFIUS の執行及び罰則に関するガイドライン](#)と並んで、執行の明確さと透明性を担保することを目的に、罰則の対象になった違反行為の内容や罰則の加重・軽減要因等を公開するものです。

本公表により、直近数年間における執行事例が明らかになり、その中には 2024 年に T-Mobile US, Inc. に対して過去最高額である 6,000 万ドルの罰金を科した事例も含まれています。同社は、Sprint 社との合併に関連して、2018 年に CFIUS との間でリスク軽減措置として国家安全保障契約 (National Security Agreement) を締結していましたが、その後、特定の機密データへの不正アクセスを防止する適切な措置を講じず、また、不正アクセスの一部を CFIUS に適時に報告しなかったとのことであり、CFIUS は、これらが国家安全保障契約に含まれる重要な条項の違反に該当すると認定しました。CFIUS は、これらの違反により、米国の国家安全保障が損なわれたと結論付け、上記のような高額な罰金を科すに至りました。

Client Alert

CFIUS の執行体制に関しては、今回の執行事例の公表に関する[プレスリリース](#)においても、CFIUS が直近数年間でそのリソースを倍増させており、執行と説明責任に重点を置いていること、とりわけ、国家安全保障を保護するために一定の誓約を行ったにもかかわらず、これを遵守しない場合には、それに伴う責任が問われるべきであることが明確に述べられています。T-Mobile の事例のように、クリアランスのために CFIUS との間でリスク軽減措置に合意した場合には、継続的にその遵守に取り組むことが必要であり、M&A に関して CFIUS からのクリアランスを取得し、クロージングが完了したとしても CFIUS との関係性が終わるものではないことに十分留意が必要です。

パートナー 東 陽介

☎ 03-6266-8599

✉ yohsuke.higashi@mhm-global.com

アソシエイト 平田 亜佳音

☎ 03-6266-8759

✉ akane.hirata@mhm-global.com

14. 米国: テキサス州連邦地方裁判所、競業避止義務条項を禁止する FTC 規則の効力発生を阻止

2024 年 8 月 20 日、テキサス州北部連邦地方裁判所は、米国連邦取引委員会（「FTC」）の雇用主と労働者との間の競業避止義務条項を禁止する最終規則（「本規則」）を無効とする判決を下しました。本規則は、2024 年 4 月 23 日、FTC が、雇用主が労働者との間で競業避止条項を締結することは、不公正な競争方法（unfair method of competition）であるとして、不公正な競争方法を規制する連邦取引委員会法（「FTC 法」）5 条に違反する行為であるとし、競業避止条項を一定の範囲で禁止するもので、2024 年 9 月 4 日から施行される予定でした（本規則の詳細については、[US LEGAL BULLETIN 2024 年 5 月号 \(Vol.2\)](#) をご参照ください。）。

この訴訟は Ryan LLC が提起し、米国商工会議所等の複数の業界団体が訴訟に参加しました。裁判所は、まず 2024 年 7 月 3 日に暫定的な差止命令を発行し、原告と訴訟参加者に対する関係においてのみ、本規則の適用を差し止めました。しかし、今回の最終判決では、米国全州において効果を持つ差止命令が発行されます。

テキサス州連邦地方裁判所の判断の理由は、FTC が依拠した FTC 法 6 条(g)項は、FTC に対し不公正な競争方法の規制に関する「手続的・事務的（housekeeping）」な規則を制定する権限を与えたものに過ぎず、実質的な規則を制定する権限を与えたものではなく、FTC には本規則を制定する法的権限がないというものです。FTC は、過去にも FTC 法 6 条(g)項に基づいて FTC が規則を制定した例がある等と主張していましたが、同裁判所は、この不公正な競争方法に関して、議会が実質的な規則制定権限を FTC に付与したと解する根拠はなく、FTC 自身も長年そのような権限を行使してこなかったこと等を指摘して、FTC の主張を排斥しました。また、同裁判所は、本規則は、反競争効果が

Client Alert

明らかな事例に限定せず、基本的に一律の禁止を定める点で、過度に広範な規制となっており、そのように広範な規制が必要とする根拠を伴っていないと判断しました。

今回の判決は、訴訟の当事者を超えて全国一律に効力を有するものですので、現時点においては、FTC は本規則を執行することはできないこととなります。そのため、企業は、従前どおり、各州法下で認められる範囲で競業避止義務条項を締結・執行することが可能です。もっとも、今後、FTC は本判決に対して控訴する可能性がありますし、本判決によっても、FTC が個別事案において、本規則とは離れて、FTC 法 5 条に基づき競合避止条項の無効を主張することまで禁止されるものではありません。いずれにしましても、本規則の有効性について最終的な決着がみられるまでにはしばらく時間がかかる可能性があり、企業は引き続き、本件につき動向を注視する必要があります。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347/+1-646-255-1156

✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

パートナー 加賀美 有人

☎ 03-5223-7757/+1-646-255-1158

✉ aruto.kagami@mhm-global.com

パートナー 鈴木 信彦

☎ 03-6266-8952/+1-646-255-1159

✉ nobuhiko.suzuki@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 輪千 浩平

☎ 03-6266-8750/+1-646-255-1163

✉ kohei.wachi@mhm-global.com

15. 中国・アジア（ベトナム）：新土地法・新不動産事業法・新住宅法の施行細則を定める政令の公布及び施行

ベトナムでは、2023 年末から 2024 年初頭にかけて、不動産関連法制の根幹を構成する土地法・不動産事業法・住宅法を全面改正する法律が国会で成立し、それぞれ、新たな土地法（Law on Land No. 31/2024/QH15：「新土地法」）・不動産事業法（Law on Real Estate Business No. 29/2023/QH15：「新不動産事業法」）・住宅法（Law on Housing No. 27/2023/QH15：「新住宅法」）が 2024 年 8 月 1 日より施行されています。新土地法の概要については [MHM Asian Legal Insights 2024 年 3 月号 \(Vol.161\)](#) を、新不動産事業法・新住宅法の概要については [MHM Asian Legal Insights 2024 年 1 月号 \(Vol.159\)](#) を、それぞれご参照ください。新土地法・新不動産事業法・新住宅法は、いずれも新法成立直後においては 2025 年 1 月 1 日からの施行が予定されていましたが、2024 年上半期中頃から政府内の様々なレベルにおいて新法の施行の前倒しが度々議論され、2024 年 6 月末に、国会において各新法の施行日を 8 月 1 日に前倒しすることが可決されました。このような経緯を辿ったため、新土地法・新不動産事業法・新住宅法の施行細則を定める政令の制定準備の進捗について懸念の声が出ることもありましたが、今般、土地法の施行細則を定める政令（Decree No. 102/2024/ND-CP：「土地法政令」）が 2024 年 7 月

Client Alert

30日に公布され、また、不動産事業法の施行細則を定める政令（Decree No. 96/2024/ND-CP：「不動産事業法政令」）と住宅法の施行細則を定める政令（Decree No. 95/2024/ND-CP：「住宅法政令」）が2024年7月24日に公布され、かつ、いずれも2024年8月1日より施行されています。この結果、施行時期をめぐってやや混乱が見られたベトナムの不動産関連法制も、新法及び施行細則を定める政令が無事に予定通り施行されたこととなります。

土地法政令・不動産事業法政令・住宅法政令の内容は多岐にわたり、また、基本的に各法律の細則を定める位置付けに留まりますが、例えば、不動産事業法政令においては、新不動産事業法の法文自体では不明であった小規模不動産事業者の適用除外の条件の詳細が規定され、また、不動産事業において用いられるべき契約書ひな型が改めて定められる等、それ自体でベトナムにおける不動産関連ビジネスの実務に与える影響の大きい内容も含まれています。他方、不動産関連法及び各政令とも施行されたばかりで依然として不明な点も多いため、ベトナムにおいて不動産関連ビジネスに関与している場合には、今後も、当局や現地事業者による解釈・運用につき、注視を継続していくことが必要と考えられます。

パートナー 武川 丈士

☎ +84-24-3267-4101(ハノイ)

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

パートナー 眞鍋 佳奈

☎ +84-28-3622-1632(ホーチミン)

✉ kana.manabe@mhm-global.com

パートナー 岸 寛樹

☎ +84-24-3267-4102(ハノイ)

✉ hiroki.kishi@mhm-global.com

パートナー 西尾 賢司

☎ +84-28-3622-2602(ホーチミン)

✉ kenji.nishio@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 岩澤 祐輔

☎ +84-28-3622-2613(ホーチミン)

✉ yusuke.iwasawa@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 芳川 雄磨

☎ +84-28-3622-2614(ホーチミン)

✉ yuma.yoshikawa@mhm-global.com

Client Alert

16. 新興国（ロシア）：「非友好国」の仲裁人による仲裁判断の承認・執行を拒絶した近時の最高裁判例

2024年7月26日、ロシア連邦最高裁判所は、仲裁人の国籍が「非友好国（Unfriendly countries）⁹」であることを理由に、仲裁地を英国とする仲裁判断の承認・執行を拒絶しました。

本件は、ロシアの企業 AO Novosibirskkhhleproduct（「Nhp」）に対して、ドイツの企業 C. Thywissen GmbH（「Thywissen」）が農作物供給契約の債務不履行に基づく損害賠償請求を求め、仲裁条項に基づき、ロンドンを仲裁地、油脂取引協会（FOSFA）を仲裁機関とする仲裁を申立てたものです。仲裁人は、非友好国である英国、ウクライナ及びデンマーク国籍の仲裁人で構成されていました。Nhp は不可抗力を主張しましたが、仲裁判断において Thywissen の請求が認められ、60 万米ドルの支払いが命じられました。第一審及び第二審は Thywissen による当該仲裁判断の承認・執行の申立てを認める判断をしましたが、最高裁は下級審に判断を差し戻しました。

最高裁は、上記判断を承認・執行することが、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（「ニューヨーク条約」）が承認・執行拒絶事由として定める「その国の公の秩序に反する」¹⁰と判断し差し戻しをしています。この判断は事例判断であり、上記判断の理由として様々な事項に言及していますが、その中でも、(i)非友好国の仲裁人による仲裁判断は中立性・公平性を欠いていることが推定されること（“presumption of partiality”）、これを覆す証拠もなく、また、(ii)ロシア連邦に対する制裁措置が課されている情勢下において、ロシア企業が英国で行われる仲裁手続の代理人を選定等をするものの経済的困難性について下級審が審理不十分であることに触れたことは注目に値します。

本件で、最高裁は仲裁人の国籍が非友好国であることをもって公平性を欠くものとした上で、仲裁人が公平であることの反証責任を承認・執行の申立人に転換しています。また、判示は反証の余地を残しているものの、何を証明すれば公平性の反証をしたことになるのかや、反証に用い得る証拠は明らかではありません。本件は、非友好国の仲裁人が関与した仲裁判断について、広く、承認・執行を拒絶する道を開く先例となる可能性があります¹¹。

ロシア企業との契約関係等を有する企業にとって本件の波及効果は大きいといえ、引き続き動向等を注視する必要があります。

⁹ 「非友好国（Unfriendly countries）」とは、ロシア連邦政府が2022年2月28日付大統領令79号に基づき公表したリストにおいて非友好国と指定された国・地域をいいます。非友好国には、英国、EU加盟国、米国、日本、ウクライナ及びデンマーク等を含む48の国・地域が指定されています。

¹⁰ ニューヨーク条約5条（b）。

¹¹ なお、ロシアの裁判所が、傾向として、外国仲裁に否定的な判断をしていることについては、仲裁合意の存在にかかわらず、制裁対象者が関与する一定の紛争に関してロシアの裁判所の排他的管轄を認めるロシア連邦法171-FZ号（[Client Alert 2020年9月号（Vol.81）](#)「ロシアへの制裁に関連する排他的管轄権の導入」）もご参照ください。

Client Alert

パートナー 土屋 智弘
☎ 03-5223-7740
✉ tomohiro.tsuchiya@mhm-global.com

カウンセラー 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919
✉ aki.tanaka@mhm-global.com

アソシエイト 重富 賢人
☎ 052-446-8657
✉ kento.shigetomi@mhm-global.com

アソシエイト 仲谷 佳奈子
☎ 03-6266-8770
✉ kanako.nakatani@mhm-global.com

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『Web3・NFT・メタバース』
開催日時 2024年9月9日（月）19:45～21:00
講師 増田 雅史
主催 筑波大学大学院 人文社会ビジネス科学学術院 ビジネス科学研究群
- セミナー 『SSK セミナー「LBO ファイナンスの基礎と実務の最新動向～最新のマーケット動向と押さえておくべき契約のポイント～」』
開催日時 2024年9月9日（月）13:00～15:30
講師 末廣 裕亮
主催 株式会社新社会システム総合研究所
- セミナー 『情報管理関連規程の整備と留意点～個人情報や技術情報を適切に管理し、不正な利用や漏えいを防止する体制づくり～』
開催日時 2024年9月10日（火）13:30～16:30
講師 北山 昇
主催 株式会社金融財務研究会
- セミナー 『生成 AI を組み込んだサービスの利用規約作成のポイント』
開催日時 2024年9月10日（火）12:00～13:00
講師 増田 雅史
主催 BUSINESS LAWYERS / 弁護士ドットコム株式会社

Client Alert

- セミナー 『SR セミナー2024 「組織のガバナンスと人身売買・強制労働・現代奴隷 (HTFLMS) に関する国際規格 ISO37200 策定に向けて』
開催日時 2024年9月10日(火) 16:00~18:00
講師 塚田 智宏
主催 社会的責任向上のためのNPO/NGOネットワーク

- セミナー 『第5432回金融ファクシミリ新聞社セミナー「スタートアップ投資を成功させるためのポイント」』
開催日時 2024年9月10日(火) 13:30~15:30
講師 岡野 貴明
主催 株式会社FNコミュニケーションズ

- セミナー 『ファミリービジネスの課題とそのソリューション』
開催日時 2024年9月11日(水) 19:00~21:00
講師 大石 篤史
主催 一般社団法人日本ファミリービジネスアドバイザー協会

- セミナー 『企業価値担保権・事業性融資推進法の解説~立案担当者による新たな法律・担保制度の解説~』
開催日時 2024年9月12日(木) 10:00~12:00
講師 飯島 隆博、高倉 佑介
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『法的視点から見る2024年上期のサイバーセキュリティ重要トピックと、内部者による企業情報の持ち出しに関する実務対応-サイバーセキュリティ法務に詳しい弁護士4名が徹底議論 第3弾』
開催日時 2024年9月13日(金) 12:00~13:30
講師 蔦 大輔
主催 弁護士ドットコム株式会社

- セミナー 『「ビジネスと人権」に関する最新動向と実務上の留意点~日本政府ガイドラインとEUのCSDDDも踏まえて~』
配信日時 2024年9月17日(火) 10:00~2024年11月14日(木) 17:00 配信
講師 御代田 有恒
主催 株式会社プロネクサス

Client Alert

- セミナー 『これからの機関設計とコーポレート・ガバナンスを巡る実務～監査役会設置会社・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社の選択のポイント～』
配信日時 2024年9月17日(火) 10:00～2024年11月1日(金) 配信
講師 太子堂 厚子
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『第5437回金融ファクシミリ新聞社セミナー 「Generative AI」を金融機関が活用する際の法律留意点～大規模言語モデル・画像生成AI等、有効活用のポイント～』
開催日時 2024年9月18日(水) 13:30～15:30
講師 田中 浩之
主催 株式会社FNコミュニケーションズ

- セミナー 『今求められる「ビジネスと人権」の基礎と実務～日本政府ガイドライン立案担当者が基礎から解説～』
開催日時 2024年9月20日(金) 14:00～16:00
講師 塚田 智宏
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『個人情報保護法改正の最新見込みと我々の心構えについて』
開催日時 2024年9月20日(金) 16:00～18:00
講師 呂 佳叡
主催 公益社団法人日本アドバイザーズ協会 デジタルマーケティング研究機構

- セミナー 『<<日系企業が押さえておくべき>>中国赴任者のための『中国労働法』の基礎知識』
開催日時 2024年9月24日(火) 14:00～17:00
講師 五十嵐 充
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『下請法の実務と最新トレンド～基礎から最新の指針まで～』
開催日時 2024年9月25日(水) 14:00～16:00
講師 柿元 将希
主催 一般社団法人企業研究会

Client Alert

- セミナー 『押さえておきたい M&A 契約の勘所』
開催日時 2024 年 9 月 27 日（金）13:30～16:30
講師 中野 玲也
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『【8月に公表された各種政省令等の内容を踏まえ解説】水素・アンモニアを巡る法的な支援制度と法規制～値差支援制度・拠点整備支援制度・長期脱炭素電源オークションを中心に～』
開催日時 2024 年 9 月 30 日（月）13:30～15:30
講師 鮫島 裕貴
主催 株式会社日本ナレッジセンター

- セミナー 『【オンライン／会場】企業における生成 AI 活用の法務実務～生成 AI をめぐる国内外の AI 規制、著作権、データ利活用など網羅的に解説をいたします～』
開催日時 2024 年 9 月 30 日（月）14:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『生成 AI 活用における著作権法上の論点』
開催日時 2024 年 10 月 1 日（火）14:00～15:00
講師 増田 雅史
主催 一般社団法人日本映像ソフト協会オフィス

- セミナー 『第 5428 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「排出量取引制度の法制化に向けた議論とそれを踏まえたカーボン・クレジットの最新動向」』
開催日時 2024 年 10 月 1 日（火）9:30～11:30
講師 鮫島 裕貴
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『データセンターの関連法務と契約事項・交渉上の留意点』
開催日時 2024 年 10 月 2 日（水）13:30～17:00
講師 蓮本 哲
主催 総合ユニコム株式会社

Client Alert

- セミナー 『「ビジネスと人権」:契約条項の活用と有事の際の対応方針～日本政府ガイドライン立案担当者が基礎から解説～』
開催日時 2024年10月3日(木) 14:00～16:30
講師 塚田 智宏
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『コンプラ・人事部門必見! 役職員不正対応の最新実務～実効的調査手法、役職員処分、公表から民事刑事対応まで～』
開催日時 2024年10月3日(木) 14:00～17:00
講師 今泉 憲人、宇賀神 崇(宇賀神国際法律事務所)
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『サイバーセキュリティへの脅威とインシデント対応の法律実務～サイバー攻撃の実例をもとに、対策とインシデント発生時の対応について解説～』
開催日時 2024年10月4日(金) 14:00～16:00
講師 蔦 大輔
主催 一般社団法人企業研究会

Client Alert

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『ライセンス契約の理論と実務—新時代ビジネスの知財活用戦略—』 (2024年7月刊)



出版社 株式会社青林書院
著者 齋藤 浩貴

- 本 『生成AIと知財・個人情報 Q&A』 (2024年7月刊)



出版社 株式会社商事法務
著者 齋藤 浩貴、上村 哲史 (編著)、小野寺 良文、田中 浩之、増田 雅史、上田 雅大、北山 昇、輪千 浩平、加藤 瑛子、二神 拓也、位田 陽平、田野口 瑛、塚 有光子、佐藤 真澄、栗原 宏季、瀧山 侑莉花、榑良 拡、馬場 嵩士、松井 佑樹、正田 和暉、館 貴也、松山 莉奈、鍵野目 真由 (共著)

- 本 『ケース別 一般条項による主張立証の手法—実体法と手続法でみる法的構成の考え方—』 (2024年7月刊)



出版社 株式会社青林書院
著者 齋藤 浩貴

- 本 『個人情報保護法』 (2024年8月刊)



出版社 株式会社商事法務
著者 岡田 淳、北山 昇、小川 智史、松本 亮孝 (共著)

Client Alert

- 論文 「〈実務問答会社法第 85 回〉 I 取締役会非設置会社の取締役との責任限定契約の締結の可否／II 株式等売渡請求の対価を外国通貨とすることの可否」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2360

著者 内田 修平
- 論文 「クロスセクター・サイバーセキュリティ法（第 8 回）サイバーセキュリティ×労働法—セキュリティ目的でのモニタリングと雇管理上の諸論点」

掲載誌 NBL No.1268

著者 安倍 嘉一、蔦 大輔、渡邊 悠介（共著）
- 論文 「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）の概要」

掲載誌 NBL No.1269

著者 飯野 悠介（共著）
- 論文 「〈特集 1 法務実務が「動いた」判例〉不祥事発覚後の公表の要否と役員責任—ダスキン株主代表訴訟事件（大阪高判 H19.1.18）」

掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.8

著者 太子堂 厚子
- 論文 「政治資金規正法改正の要点—政治資金の収支の公開と国会議員の責任」

掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.9

著者 今泉 憲人
- 論文 「電気通信事業法改正—特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律」

掲載誌 ジュリスト No.1599

著者 呂 佳叡
- 論文 「メタバースの法的課題と政策動向」

掲載誌 月刊監査役 No.764

著者 増田 雅史
- 論文 「公開買付けの予告（予告 TOB）に関する事例分析（上）」

掲載誌 資料版商事法務 No.483

著者 笠間 周子、坂尻 健輔、保坂 泰貴、江角 航介、朝倉 利哉、岩佐 建希、内田 麻璃子、橘川 文哉、伊藤 竜之介（共著）

Client Alert

- 論文 「アクティビスト対応の実務（書評）」
 掲載誌 旬刊経理情報 No.1715
 著者 石綿 学
- 論文 「非上場スタートアップに新たな可能性 特定投資家私募制度による資金調達の実務ポイント」
 掲載誌 旬刊経理情報 No.1715
 著者 根本 敏光、山口 大貴、橘川 文哉（共著）
- 論文 「「対話で学ぶ」「知らなきゃ困る」グローバル個人情報保護規制（20）内部通報制度」
 掲載誌 会社法務 A2Z No.206
 著者 田中 浩之、蔦 大輔、北山 昇、相川 勇太
- 論文 「わが国における環境デュー・ディリジェンスのあり方」
 掲載誌 Law & Technology No.104
 著者 梅津 英明、塚田 智宏（共著）
- 論文 「連載 テクノロジー×著作権理解を深めるキーワード④オリジネーター・プロファイル」
 掲載誌 月刊コピーライト No.759 Vol.64
 著者 岡田 淳
- 論文 「ChatGPT 等の生成系 AI 活用と企業の法的・倫理的責任（まとめ）」
 掲載誌 銀行法務 21 No.913
 著者 田中 浩之、塩崎 耕平（共著）
- 論文 「買収新時代への備え—「企業買収における行動指針」の読み方」
 掲載誌 経営法友会レポート No.604
 著者 石綿 学
- 論文 「大学教授に授業を担当させず、ハラスメント等の申告への回答を遅延したことが債務不履行に当たると判断された例—学校法人茶屋四郎次郎記念学園（東京福祉大学・授業担当）事件（東京地判令和 4.4.7）—」
 掲載誌 経営法曹 220 号
 著者 西本 良輔

Client Alert

- 論文 「クレディ・スイス AT1 債の無価値化をめぐる国際仲裁と「訴訟ファンド」活用の可能性」
掲載誌 オルイン Vol.72
著者 大石 篤史、関戸 麦、ダニエル・アレン（共著）
- 論文 「非容易推考説と技術的貢献説の協調運用～進歩性判断の第三の道の模索」
掲載誌 パテント 第77巻第8号
著者 時井 真
- 論文 「弁護士が精選！ 重要労働判例 - 第390回 向島運送ほか（業務命令の不作为の不法行為該当性）事件」
掲載誌 WEB 労政時報
著者 齋藤 野花
- 論文 「Global Legal Insights - Mergers & Acquisitions 2024 - Japan Chapter」
掲載誌 Global Legal Insights - Mergers & Acquisitions 2024
著者 東 陽介、足立 悠馬（共著）
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Construction Law 2024 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Construction Law 2024
著者 蓮本 哲、内津 冬樹、田中 洋比古、富永 勇樹（共著）

Client Alert

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

➤ 横浜オフィス業務開始のお知らせ

横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2024年8月19日より、正式に業務を開始いたしました。

横浜オフィスには、コーポレート・ガバナンスを含めた会社法全般、スタートアップ支援、M&A、訴訟・紛争等の分野において豊富な経験を有する河島 勇太 弁護士及び高津 洸至 弁護士が所属し、東京オフィスをはじめとする他の国内拠点に加えて、クロスボーダーのM&Aやアジア進出などの業務につきましては、ニューヨーク・北京・上海・シンガポール・バンコク・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ヤンゴン・マニラの各海外拠点及び提携事務所、当事務所所属の弁護士が滞在する各国の法律事務所と密に連携し、神奈川県のカライアントの皆様のご近くで、きめ細やかに最先端のリーガル・サポートを提供してまいります。

➤ Who's Who Legal: Real Estate 2024 にて高い評価を得ました

Who's Who Legal: Real Estate 2024 において、佐藤 正謙 弁護士、諏訪 昇 弁護士、小澤 絵里子 弁護士、佐伯 優仁 弁護士および蓮本 哲 弁護士が International Leader に選ばれました。

➤ 佐伯 優仁 弁護士が Who's Who Legal: Hospitality 2024 にて高い評価を得ました

Who's Who Legal: Hospitality 2024 において、佐伯 優仁 弁護士が International Leader に選ばれました。

➤ 法律業界向けの生成 AI に関する Harvey 社とのパートナーシップについて

森・濱田松本法律事務所（以下「MHM」）は、法律業界向け生成 AI ソリューションのグローバル・プラットフォームとして業界をリードする Harvey 社と提携することになりましたので、お知らせいたします。

本提携により、MHM は、日本における Harvey 社のオープンエンド API の独占的使用権、同社の革新的な新製品である Vault（生成 AI で強化された大規模データセットのレビュー機能）へのアクセス権、その他の同社のプラットフォームへのアクセス権を有することとなります。MHM は、アジアに本拠を置く Harvey 社の初めてのパートナーとなります。

当事務所のマネージングパートナーである飯田 耕一郎 弁護士のコメント：「当事務所は、法律業界をリードする生成 AI プラットフォームを提供している Harvey 社と戦略的パートナーシップを締結することで、更に、当事務所の業務における最先端のテクノロジーの活用を推進する所存です。国内外の拠点にお

Client Alert

いて AI の利活用を進めることにより、当事務所のリーガル・サービスを強化し、クライアントの皆様にも更なる付加価値を提供して参ります。Harvey 社との協業を通じて、AI の利活用の更なる可能性を追求することを楽しみにしております。」

Harvey 社の CEO である Winston Weinberg 氏のコメント：「MHM との提携は、当社にとって、日本及びアジアに進出する重要な一歩となります。このパートナーシップは、卓越性、革新性、顧客重視のサービスという共通の価値観の上に成り立っています。MHM の信頼に感謝するとともに、日本及びアジアにおいて AI を活用した優れたリーガル・ソリューションを提供するために協力できることを楽しみにしています。」

MHM は、Harvey 社とのパートナーシップを通じて、地域、業務、言語を問わず、文書レビュー、デューデリジェンス、調査業務等において、生成 AI の活用を更に推進し、クライアントの皆様に対し、より一層質の高い法務サービスを提供することができるよう目指して参ります。

- 島 美穂子 弁護士が経済産業省 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 二酸化炭素貯留事業等安全小委員会 委員に就任しました
- 辰野 嘉則 弁護士が日本弁護士連合会 国際商事・投資仲裁 ADR に関するワーキンググループ委員に就任しました
- 岡田 淳 弁護士が岩手県議会・デジタル社会・新産業創出調査特別委員会において、有識者として意見陳述を行いました
- ヒュー・ケネディ 弁護士が入所しました

当事務所は、東京を拠点とするビジネスディベロップメント部門ヘッドとしてヒュー・ケネディ 弁護士を迎えました。

ヒュー・ケネディ 弁護士 は、英国・オーストラリア及びアジア有数の法律事務所及び戦略系コンサルティングファームにおいて、ビジネスディベロップメント、イノベーション、戦略・マーケット・インテリジェンス/プランニング、メディア・リレーション、ナレッジ・マネジメント、ブランド・マネジメント及びレピュテーション・マネジメントなど、幅広くプロフェッショナルファームのビジネスディベロップメントの指導的な地位を務めてきました。これまで、シンガポール、東京、ロンドン及びダブリンにおいて執務した経験があります。アイルランドのダブリン出身であり、アイルランド弁護士会に所属しております。

Client Alert

ヒュー・ケネディ 弁護士の入所により、当事務所は、さらに充実した体制でトップレベルの国際的なリーガルサービスをクライアントの皆様を提供することができるようになります。

森・濱田松本法律事務所

(ヒュー・ケネディ 弁護士からのご挨拶)

この度、日本及びアジア有数の法律事務所として発展・拡大している森・濱田松本法律事務所のビジネスディベロップメント部門ヘッドとして入所できることを大変光栄に思います。

事務所全体の豊富な人的リソースと国内外のオフィスと緊密に連携し、当事務所の継続的な成長と成功に大きく貢献できるよう努めてまいります。

➤ **角川 博美 弁護士が入所しました**

(角川 博美 弁護士からのご挨拶)

拝啓

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所 名古屋オフィスにて執務させていただくことになりました、角川 博美と申します。

2017 年に弁護士登録をして以来、労働法務、知的財産法務を中心とする訴訟及び一般企業法務に従事してまいりました。

森・濱田松本法律事務所 名古屋オフィスにおいては、これまでの経験も活かし、幅広い視野を持ちながらもより専門性を深め、クライアントの皆様のご発展をサポートできるよう、全力を尽くす所存です。

皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

敬具

令和 6 年 8 月 吉日

弁護士 角川 博美

- **当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を騙った詐欺にご注意ください**
当事務所を騙り著作権侵害通知に関するメールを送信している事例や、出会い系詐欺などの被害相談を受けると宣伝するウェブサイトが確認されました。当事務

Client Alert

所は、このようなメールやウェブサイトは一切関係がございません。メールやウェブサイト記載の連絡先に連絡することのないようお願い申し上げます。

また、当事務所の弁護士名を騙り被害弁償をする等の電話やメール、SNS のメッセージを送っている事例が確認されました。当事務所は、このような事件には一切関係がございません。

当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を名乗る者からのお心当たりのない連絡を受けた場合は、すぐには応じず、相手の身元を十分にご確認ください。また、併せて下記連絡先までお知らせくださいますようお願い申し上げます。

なお、当事務所の弁護士が、連絡を差上げた事案について、当事務所の他の弁護士・秘書・スタッフ、他のオフィスなどには連絡しないように伝えることはありません。

そのようなことを伝えられた場合は、基本的に詐欺であるをご理解下さい。

森・濱田松本法律事務所

Tel: 03-5220-1800（総合案内）（9時00分～17時00分）

E-mail: mhm_info@mhm-global.com